処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村集落多目的利用施設条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第150号

【基準】

第4条及び第6条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。(使用の款司)

- 第4条 多目的利用施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、第2条の目的とするものに限り、使用を許可する。ただし、市長が特に承認したと きは、他の使用に供することができる。
- 3 市長は、第1項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第6条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるとき。
 - (3) 多目的利用施設の施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、多目的利用施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	3 日
--------	-----

備考

設 定 年 月 日 令利	和 4 年 3 月 31 日 最終3	変更年月日	年	月	日
--------------	---------------------------	-------	---	---	---

処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村集落多目的利用施設条例 第5条
例規番号	平成17年条例第150号

【基準】

第5条の規定による。

(特別の設備等)

第5条 前条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、多目的利用施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間 3日

備考

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村集落多目的利用施設条例 第8条第3項ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第150号

【基準】

第8条及び十和田市農村集落多目的利用施設条例施行規則第9条の規定による。 (使用料)

第8条 多目的利用施設の使用料は、別表に定める額とする。

- 2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由が あると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の環付)

- 第9条 条例第8条第3項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰することができない場合 使用料の全額
 - (2) 使用日の30日前までに農村集落多目的利用施設使用取消申請書の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 使用日の7日前までに農村集落多目的利用施設使用取消申請書の提出があった場合 使用料の半額(照明使用料及び附帯設備使用料は全額)
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、農村集落多目的利用施設使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、農村集落多目的利用施設使用料還付決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村集落多目的利用施設条例 第9条
例 規 番 号	平成17年条例第150号

【基準】

第9条及び十和田市農村集落多目的利用施設条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 条例第9条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、興行その他営利を目的として使用する場合及び入場料を徴収して使用する場合は、減額し、又は免除しない。
 - (1) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 使用料の全額
 - (2) 農業団体等が農業振興に寄与する目的で行う行事に使用する場合 使用料の全額
 - (3) 市内の幼稚園、小学校又は中学校が教育活動を目的として行う行事に使用する場合 使用料の全額
 - (4) 満65歳以上の十和田市民でおおむね組織されているスポーツ団体等のスポーツ活動 に使用する場合 照明使用料及び付帯設備使用料を除いた使用料(以下「基本使用料」と いう。)の全額
 - (5) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者のうち障害者手帳の交付を受けた者で組織されている団体等のスポーツ活動に使用する場合 基本使用料の全額(ただし、照明使用料を除く。)
 - (6) 収益を目的としない団体等が農業、保健、体育、文化、教育等の振興に寄与するため に開催する行事に使用する場合 基本使用料の100分の50に相当する額
 - (7) 社会教育関係団体、福祉関係団体又はこれに類する団体がその目的達成のための行事 に使用する場合 基本使用料の100分の50に相当する額
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 基本使用料の100 分の30に相当する額
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、農村集落多目的利用施設使用料減免申請書 (様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の減額又は免除を決定したときは、農村集落多目的利用 施設使用料減免決定通知書(様式第11号)により申請者に通知しなければならない。

標準処理期間 3日

備考

十和田市	条例適用申請に対する処分個票

		1 18-31	717,727,7		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用許可事項の変更等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村集落多目的利用施設条例施行規則 第7条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第129号

【基準】

設定年月日

第7条の規定による。

(使用の許可事項の変更等)

- 第7条 使用者は、使用の許可事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとする場合は、農村集落多目的利用施設使用許可変更申請書(様式第5号)又は農村集落多目的利用施設使用取消申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用者は、前項の申請書を提出する場合は、第5条第1項の許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、農村集落多目的利用施設使用許可変更 (取消)承認通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

標準処理期間		3日
備考		

最終変更年月日

年

月

日

令和4年3月31日

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村交流施設条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第151号

【基準】

第4条及び第6条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

- 第4条 農村交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第6条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (3) 農村交流施設の施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (4) この条例、この条例に基づく規則又は第4条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村交流施設条例 第5条
例 規 番 号	平成17年条例第151号

【基準】

第5条の規定による。

(特別の設備等)

第5条 前条第1項の規定により農村交流施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間	7日
--------	----

備考

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	
一改疋平月口		取於发史平月口	干	月	

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村交流施設条例 第8条第3項ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第151号

【基準】

第8条及び十和田市農村交流施設条例施行規則第9条の規定による。

第8条 農村交流施設の使用料(以下「使用料」という。)は、別表に定める額とする。

- 2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の環付)

- 第9条 条例第8条第3項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰することができない場合 使用料の全額
 - (2) 使用日の30日前までに農村交流施設使用取消申請書の提出があった場合 使用料の 全額
 - (3) 使用日の7日前までに農村交流施設使用取消申請書の提出があった場合 使用料の半額(ただし、暖房及び冷房(以下「暖房等」という。)の使用に係る加算分は全額)
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、農村交流施設使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、農村交流施設使用料還付決定 通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	7日				
備考					
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	月

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村交流施設条例 第9条
例 規 番 号	平成17年条例第151号

【基準】

第9条及び十和田市農村交流施設条例施行規則第10条の規定による。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 条例第9条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合及び営利目的に使用する場合は、減免しない。
 - (1) 市が主催し、又は共催する行事等に使用する場合 使用料の全額
 - (2) 市内の団体等が条例第2条に掲げる目的のために使用する場合 使用料の全額(ただし、暖房等の使用に係る加算分を除く。)
 - (3) 農村交流施設減免対象団体に認定された団体(以下「認定団体」という。)が、その目的達成のために使用する場合 使用料の全額(ただし、暖房等の使用に係る加算分を除く。)
 - (4) 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が教育活動のために使用する場合 使用 料の全額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 使用料の全額(ただし、暖房等の使用に係る加算分を除く。)
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、農村交流施設使用料減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。この場合において、認定団体は、一の年度分を一括して申請することができる。
- 3 市長は、使用料の減免を決定したときは、農村交流施設使用料減免決定通知書(様式第11 号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処	1理期間	7日
備考		

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用許可事項の変更等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村交流施設条例施行規則 第7条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第130号

【基準】

第7条の規定による。

(使用の許可事項の変更等)

- 第7条 使用者は、使用の許可事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、農村交流施設使用許可変更申請書(様式第5号)又は使用の農村交流施設使用取消申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用者は、前項の申請書を提出するときは、第5条第1項の許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、農村交流施設使用許可変更取消承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

標準処理期間	7日				
備考					
			T		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	程要 減免対象団体の認定				
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市農村交流施設条例施行規則 第11条第1項				
例 規 番 号	平成17年規則第130号				

【基準】

設定年月日

第11条の規定による。

(減免対象団体の認定)

- 第11条 前条の農村交流施設減免対象団体の認定を受けようとする団体は、あらかじめ農村 交流施設減免対象団体認定申請書(様式第12号)を提出し、市長の認定を受けなければなら ない。
- 2 市長は、農村交流施設減免対象団体に認定したときは、農村交流施設減免対象団体認定通知書(様式第13号)により、申請者に通知するものとする。

標準処理期間	7日
備考	

最終変更年月日

年 月

日

令和 4 年 3 月 31 日

処分の概要	使用の許可
	十和田市都市公園条例 第22条第2項において準用する十和田市体育施設等条 例第3条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第195号

【基準】

第22条並びに準用する十和田市体育施設等条例第第3条及び第5条並びに十和田市暴力団排 除条例第8条の規定による。

(運動施設)

- 第22条 都市公園に設置する運動施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 十和田市野球場(中央公園)
 - (2) 十和田市陸上競技場(中央公園)
 - (3) 十和田市庭球場(中央公園)
 - (4) 十和田市相撲場(中央公園)
 - (5) 十和田市若葉球技場(若葉公園)
 - (6) 十和田市高森山パークゴルフ場(高森山総合運動公園)
 - (7) 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド(高森山総合運動公園)
 - (8) 十和田市高森山球技場(センターハウスを含む。)(高森山総合運動公園)
- 2 前項の運動施設の管理等については、十和田市体育施設等条例(平成17年十和田市条例第 110号)の定めるところによる。

(使用の許可)

- 第3条 体育施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第5条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (3) 体育施設等若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (4) この条例、この条例に基づく規則又は第3条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許

十和田市 条例適用申請に対する処分個票

設の値	吏用の許	ことができる旨 可をせず、又は とができる。						
\\\\\\\\	<u> ロ</u> カノー							
標準処理	里期間	1日						
備考								
机中点		Δ±1, 4 F	0 □ 01 □	且级去下午		/T:		
設定年	F 月 日	一	3月31日	最終変更年	Я Б	年	月	日

処分の概要	特別の施設等の許可
例 規 名根 拠条項	十和田市都市公園条例 第22条第2項において準用する十和田市体育施設等条 例第4条
例 規 番 号	平成17年条例第195号

【基準】

第22条及び準用する十和田市体育施設等条例第4条の規定による。

(運動施設)

- 第22条 都市公園に設置する運動施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 十和田市野球場(中央公園)
 - (2) 十和田市陸上競技場(中央公園)
 - (3) 十和田市庭球場(中央公園)
 - (4) 十和田市相撲場(中央公園)
 - (5) 十和田市若葉球技場(若葉公園)
 - (6) 十和田市高森山パークゴルフ場(高森山総合運動公園)

令和 4 年 3 月 31 日

- (7) 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド(高森山総合運動公園)
- (8) 十和田市高森山球技場(センターハウスを含む。)(高森山総合運動公園)
- 2 前項の運動施設の管理等については、十和田市体育施設等条例(平成17年十和田市条例第 110号)の定めるところによる。

(特別の施設等)

設定年月日

第4条 前条第1項の規定により体育施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) は、体育施設等の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しよ うとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間	5 目
備考	

最終変更年月日

年

月

日

処分の概要	使用料の還付承認
	十和田市都市公園条例 第22条第2項において準用する十和田市体育施設等条 例第7条第3項ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第195号

【基準】

第22条及び準用する十和田市体育施設等条例第7条の規定による。

(運動施設

- 第22条 都市公園に設置する運動施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 十和田市野球場(中央公園)
 - (2) 十和田市陸上競技場(中央公園)
 - (3) 十和田市庭球場(中央公園)
 - (4) 十和田市相撲場(中央公園)
 - (5) 十和田市若葉球技場(若葉公園)
 - (6) 十和田市高森山パークゴルフ場(高森山総合運動公園)
 - (7) 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド(高森山総合運動公園)
 - (8) 十和田市高森山球技場(センターハウスを含む。)(高森山総合運動公園)
- 2 前項の運動施設の管理等については、十和田市体育施設等条例(平成17年十和田市条例第 110号)の定めるところによる。

(使用料)

- 第7条 体育施設等の使用料は、別表に定める額とする。
- 2 使用者は、前項に定める使用料(十和田市総合体育センターの駐車場の使用に係る使用料 を除く。)を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。
- 3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

標準処	理期間	3日			
備考					

処分の概要	使用料の減免
例 規 名根 拠条項	十和田市都市公園条例 第22条第2項において準用する十和田市体育施設等条 例第8条
例 規 番 号	平成17年条例第195号

【基準】

第22条及び準用する十和田市体育施設等条例第8条の規定による。

(運動施設

- 第22条 都市公園に設置する運動施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 十和田市野球場(中央公園)
 - (2) 十和田市陸上競技場(中央公園)
 - (3) 十和田市庭球場(中央公園)
 - (4) 十和田市相撲場(中央公園)
 - (5) 十和田市若葉球技場(若葉公園)
 - (6) 十和田市高森山パークゴルフ場(高森山総合運動公園)
 - (7) 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド(高森山総合運動公園)
 - (8) 十和田市高森山球技場(センターハウスを含む。)(高森山総合運動公園)
- 2 前項の運動施設の管理等については、十和田市体育施設等条例(平成17年十和田市条例第 110号)の定めるところによる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

標準処理期間	3日
備考	

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市生涯学習センター条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成25年条例第29号

【基準】

第4条及び第5条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(使用の許可)

- 第4条 生涯学習センター(プラネタリウムを除く。第13条までにおいて同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ十和田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、生涯学習センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

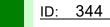
- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習センターの使用を許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
 - (2) 生涯学習センターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
 - (4) 生涯学習センターの管理上支障があると認めたとき。
 - (5) その他生涯学習センターの運営上不適当と認めたとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用許可事項の変更等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市生涯学習センター条例 第7条
例 規 番 号	平成25年条例第29号

【基準】

第7条の規定による。

(使用の許可事項の変更等)

第7条 生涯学習センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可 事項の変更又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、教育委員会の承認を受けな ければならない。

標準処理期間 7日

備考



処分の概要	特別の設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市生涯学習センター条例 第9条
例 規 番 号	平成25年条例第29号

【基準】

第9条の規定による。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、生涯学習センターの使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物品を 使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用料及び観覧料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市生涯学習センター条例 第16条
例規番号	平成25年条例第29号

【基準】

第16条及び十和田市生涯学習センター条例施行規則第11条の規定による。

(使用料及び観覧料の減免)

第16条 市長は、公益上又は地域文化、学校教育若しくは社会教育の振興上特に必要があると 認めたときは、第13条第1項に規定する使用料及び第14条に規定する観覧料の全部又は一部 を減額し、又は免除することができる。

(使用料及び観覧料の減免)

- 第11条 条例第16条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める額とする。ただし、興行その他営利等を目的として使用する場合は、減免しな い。
 - (1) 市が主催する行事に使用する場合 使用料の全額
 - (2) これまで生涯学習センターを使用したことがなく、かつ、市内で創造的な芸術文化活動を行う団体等であって、その団体等の活動が市民の文化の普及定着に寄与するものと教育長が認めたものが発表の場として使用する場合 使用料の全額
 - (3) 教育委員会が所管するもののうち、特に学校教育及び社会教育の目的を達成する組織的活動に使用する場合 条例別表第1(附属設備及び備品類の規定並びに備考の規定を除く。)に定める額の使用料及び条例別表第2に定める額の使用料(以下「施設使用料」という。)の全額
 - (4) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して行う行事に使用する場合 施設使用料の全額
 - (5) 社会教育関係団体、福祉関係団体及びこれに類する団体がその目的達成のための行事 に使用する場合 施設使用料の全額
 - (6) 文化団体等が地域文化の振興に寄与する目的で行う行事に使用する場合 施設使用料の全額
 - (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の学校が主催し、かつ、教育の振興を 目的に使用する場合 施設使用料の全額
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合 施設使用料の全額
- 2 条例第16条の規定により減免する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市内の幼稚園、小学校又は中学校が教育課程に基づく学習のため観覧する場合 観覧 料の全額
 - (2) 市内の保育園が保育活動の一環として学習のため観覧する場合 観覧料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合 観覧料の全額
- 3 使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、生涯学習センター使用料・観覧料減免申 請書(様式第9号)を教育長に提出しなければならない。
- 4 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料及び観覧料の減免

十和田市 条例適用申請に対する処分個票

を決定したと	きは、生涯学習センター	一使用料	· 観覧料減免決定	定通知書(様	式第10号	テ)により申
請をした者に	通知するものとする。					
標準処理期間	7日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31	日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用料及び観覧料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市生涯学習センター条例 第17条ただし書
例規番号	平成25年条例第29号

【基準】

第17条及び十和田市生涯学習センター条例施行規則第12条の規定による。

(使用料及び観覧料の還付)

第17条 既に納付した使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると 認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料及び観覧料の還付)

- 第12条 条例第17条ただし書の規定により還付する使用料及び観覧料の額は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者及び観覧者の責めに帰さない理由により使用し、又は観覧することができなくなったとき 使用料及び観覧料の全額
 - (2) 使用日の15日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 使用料の全額
 - (3) 使用日の7日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 施設使用料以外の使用料の額
- 2 使用料及び観覧料の還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料・観覧料還付申請書(様式第11号)を教育長に提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料及び観覧料の還付 を決定したときは、生涯学習センター使用料・観覧料還付決定通知書(様式第12号)により申 請をした者に通知するものとする。

標準処理期間	7日				
備考					
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市学習等供用施設条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第102号

【基準】

第6条及び第7条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(使用の許可及び条件)

第6条 供用施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、供用施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付することができる。

(使用制限等)

- 第7条 教育委員会は、供用施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を しない。
 - (1) 供用施設の管理に支障があると認めた場合
 - (2) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めた場合
 - (3) 供用施設又はその附属設備を損傷するおそれがあると認めた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めた場合
- 2 前条第1項の規定により供用施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、供用 施設又はその附属設備をその許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に 転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処	1.理期間	3日		
備考				

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市学習等供用施設条例 第9条第3項ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第102号

【基準】

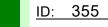
第9条の規定による。

(使用料)

第9条 供用施設の使用料は、別表に定める額とする。

- 2 前項の使用料は、第6条第1項の規定による許可を受けたときに納付しなければならない。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部 又は一部を還付することができる。
 - (1) 使用者の責めによらない理由により供用施設を使用できなくなったとき。
 - (2) 前条第1項第3号の規定により使用許可を取り消されたとき。
 - (3) 使用する日の3日前までに使用の取消しを申し出たとき。

標準処理期間	3日					
備考	I					
		1				
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市学習等供用施設条例 第10条
例 規 番 号	平成17年条例第102号

【基準】

第10条の規定による。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、その申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

標準処理期間	3日
備考	

<u>担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課</u>

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市民文化センター条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第103号

【基準】

第4条及び第5条の規定による。

(使用の許可)

- 第4条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ十和田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、文化セ(使用の制限)
- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用を許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
 - (2) 文化センターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
 - (4) 文化センターの管理上支障があると認めたとき。
 - (5) その他文化センターの運営上不適当と認めたとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	7日				
備考					
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用許可事項の変更等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市民文化センター条例 第7条
例 規 番 号	平成17年条例第103号

【基準】

第7条の規定による。

(使用の許可事項の変更等)

第7条 文化センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可事項 の変更又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、教育委員会の承認を受けなけれ ばならない。

標準処理期間 7日

備考

処分の概要	特別の設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市民文化センター条例 第9条
例規番号	平成17年条例第103号

【基準】

第9条の規定による。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、文化センターの使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物品を使用 しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

標準処	1.理期間	7日			
備考					

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市民文化センター条例 第14条
例 規 番 号	平成17年条例第103号

【基準】

第14条及び十和田市民文化センター条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免)

第14条 市長は、公益上又は市民文化若しくは圏域文化の振興上特に必要があると認めたと きは、前条第1項に規定する使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 条例第14条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める額(10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。た だし、興行その他営利等を目的として使用する場合は、減免しない。
 - (1) 市が主催する行事に使用する場合 使用料の全額
 - (2) これまで文化センターを使用したことがなく、かつ、市内で創造的な芸術文化活動を行う団体等であって、その団体等の活動が市民の文化の普及定着に寄与するものと教育長が認めたものが発表の場として使用する場合 使用料の全額
 - (3) 収益を目的としない団体等が市の後援を得て文化、芸術、科学、教育等の振興に寄与するために開催する行事に使用する場合 条例別表(附属設備及び備品類の規定並びに備考の規定を除く。)に定める使用料(以下「施設使用料」という。)に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して行う行事に使用する場合 施設使用料に100分の70を乗じて得た額
 - (5) 社会教育関係団体、福祉関係団体及びこれに類する団体がその目的達成のための行事 に使用する場合 施設使用料に100分の70を乗じて得た額
 - (6) 文化団体等が地域文化の振興に寄与する目的で行う行事に使用する場合 施設使用 料に100分の70を乗じて得た額
 - (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の学校が主催し、かつ、芸術文化の振興を目的に使用する場合 施設使用料に100分の70を乗じて得た額
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合 施設使用料の全額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、市民文化センター使用料減免申請書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定した ときは、市民文化センター使用料減免決定通知書(様式第7号)により申請をした者に通知す るものとする。

標準処理期間

7日

備考

十和田市	条例適用申請に対する処分個票

		1 18-31	717,727,7	13. – 2.3. 2	
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市民文化センター条例 第15条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第103号

【基準】

第15条及び十和田市民文化センター条例施行規則第11条の規定による。

(使用料の環付)

第15条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたとき は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第11条 条例第15条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 使用料の全額
 - (3) 使用日の7日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 施設使用料以外の使用料の額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、市民文化センター使用料還付申請書(様式第8号)を教育長に提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定した ときは、市民文化センター使用料還付決定通知書(様式第9号)により申請をした者に通知す るものとする。

標準処理期間	7日					
備考						
		1	<u> </u>			
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市体育施設等条例 第3条第1項
例規番号	平成17年条例第110号

【基準】

第3条及び第5条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

- 第3条 体育施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第5条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (3) 体育施設等若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (4) この条例、この条例に基づく規則又は第3条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	3日
--------	----

備考

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	特別の施設等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市体育施設等条例 第4条
例 規 番 号	平成17年条例第110号

【基準】

第4条の規定による。

(特別の施設等)

第4条 前条第1項の規定により体育施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) は、体育施設等の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しよ うとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間 3日

備考

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市体育施設等条例 第7条第3項ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第110号

【基準】

第7条及び十和田市体育施設等条例施行規則第9条の規定による。

第7条 体育施設等の使用料は、別表に定める額とする。

- 2 使用者は、前項に定める使用料(十和田市総合体育センターの駐車場の使用に係る使用料 を除く。)を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。
- 3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

第9条 条例第7条第3項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない場合 使用料の全額
- (2) 使用日の30日前までに体育施設等使用取消申請書の提出があった場合 使用料の全 額
- (3) 使用日の7日前までに体育施設等使用取消申請書の提出があった場合 使用料の半額 (ただし、照明、暖房及び附属設備使用料は全額)
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、体育施設等使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、体育施設等使用料還付決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	3日				
備考					
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市体育施設等条例 第8条
例 規 番 号	平成17年条例第110号

【基準】

第8条及び十和田市体育施設等条例施行規則第10条の規定による。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料の全部又は一部を 減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 条例第8条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
 - (1) 市又は十和田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催し、若しくは共催するスポーツ行事等に使用する場合 使用料の全額
 - (2) 市内の小学校又は中学校の教育の振興を図る目的で実施する行事のうち、特に教育委員会が承認した場合 使用料の全額
 - (3) 市内の小学校又は中学校の体育活動及び児童・生徒で組織されているスポーツ団体等のスポーツ活動に使用する場合 使用料の全額(ただし、照明、暖房及び附属設備使用料を除く。)
 - (4) 満65歳以上の十和田市民でおおむね組織されているスポーツ団体等のスポーツ活動 に使用する場合(十和田市高森山パークゴルフ場を除く。) 使用料の全額(ただし、照明、 暖房及び付属設備使用料を除く。)
 - (5) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者のうち障害者手帳の交付を受けた者(以下「障害者」という。)で組織されている団体等のスポーツ活動に使用する場合又は障害者がスポーツ活動に個人使用する場合(介助者がある場合にあっては、介助者1人を含む。) 使用料の全額(ただし、照明、暖房及び付属設備使用料を除く。)
- 2 前項のほか、市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、体育施設等使用料減免申請書(様式第8号)を市長に 提出しなければならない。ただし、障害者が個人使用の減免申請を行う場合は、障害者手帳 を提示して、これに代えることができる。
- 4 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、体育施設等使用料減免決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。ただし、障害者及びその介助者が個人使用する場合は、この限りでない。

標準処理期間

3日

十和田市	条例適用申請に対する処分個票

		1 18-31	717,727,7		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用許可事項の変更等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市体育施設等条例施行規則 第7条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第84号

【基準】

設定年月日

第7条の規定による。

(使用の許可事項の変更等)

- 第7条 使用者は、使用の許可事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとする場合は、体育施設等使用許可変更申請書(様式第4号)又は体育施設等使用取消申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用者は、前項の申請書を提出する場合は、既に交付されている体育施設等使用許可書を添付しなければならない。

標準処理期間	3日	
備考		

最終変更年月日

年

月

日

令和 4 年 3 月 31 日

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖総合運動公園条例 第3条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第111号

【基準】

第3条及び第5条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

- 第3条 運動施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第5条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (3) 運動施設若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (4) この条例、この条例に基づく規則又は第3条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の管理運営上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	特別の施設等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖総合運動公園条例 第4条
例 規 番 号	平成17年条例第111号

【基準】

第4条の規定による。

(特別の施設等)

第4条 前条第1項の規定により運動施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) は、運動施設の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しよう とするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間

3日

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	H	
政 佐 十 刀 ㅂ	h that that of the	取സ及文十刀口	T	Л	Н	

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖総合運動公園条例 第7条第3項ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第111号

【基準】

第7条及び十和田市十和田湖総合運動公園条例施行規則第9条の規定による。 (使用料)

- 第7条 運動施設の使用料は、別表に定める額とする。ただし、プールの個人使用及び駐車場の使用に係る使用料は、無料とする。
- 2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第9条 条例第7条第3項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 使用者の責めに帰することができない場合 使用料の全額
 - (2) 使用日の30日前までに十和田湖総合運動公園使用取消申請書の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 使用日の7日前までに十和田湖総合運動公園使用取消申請書の提出があった場合 使 用料の半額(ただし、照明使用料は全額)
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、十和田湖総合運動公園使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

標準処理期間	3日				
備考					
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	<u> </u>

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖総合運動公園条例 第8条
例 規 番 号	平成17年条例第111号

【基準】

第8条及び十和田市十和田湖総合運動公園条例施行規則第10条の規定による。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料の全部又は一部を 減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 条例第8条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 市又は十和田市教育委員会が主催し、若しくは共催する体育スポーツ行事等に使用する場合 使用料の全額
 - (2) 市内の小学校又は中学校の教育の振興を図る目的で実施する行事のうち、特に市長が承認した場合 使用料の全額
 - (3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者のうち障害者手帳の交付を受けた者で組織されている団体等のスポーツ活動に使用する場合 使用料の全額(ただし、照明使用料を除く。)
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、十和田湖総合運動公園使用料減免申請書(様式第7 号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、十和田湖総合運動公園使用料減免決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要 使用許可事項の変更等の承認	
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖総合運動公園条例施行規則 第7条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第85号

【基準】

第7条の規定による。

(使用の許可事項の変更等)

- 第7条 使用者は、使用の許可事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとする場合は、十和田湖総合運動公園使用許可変更申請書(様式第4号)又は十和田湖総合運動公園使用 取消申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用者は、前項の申請書を提出する場合は、既に交付されている十和田湖総合運動公園使用許可書を添付しなければならない。

標準処理期間	3日					
備考						
			T			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第7条
例規番号	平成17年教育委員会規則第32号

【基準】

第7条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(利用の許可)

第7条 開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間 3日	
-----------	--

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例 第5条第1項
例規番号	平成17年条例第112号

【基準】

第5条及び第8条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

- 第5条 パークゴルフ場の使用に当たっては、職員から利用券と引替えに、又は利用券の提示 により利用証の交付を受けなければならない。
- 2 前項の利用証の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、利用証を携帯し、職員から 要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたときは、直ちに、利用証を職員に返却しなければならない。

(使用の許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは 取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (3) パークゴルフ場若しくは設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、その他パークゴルフ場の管理運営上支障があると認めるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限する場合は、その理由を付して使用者に通知しなければならない。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間

3日

十和田市	条例適用申請に対する処分個票

		1 18-31	717,727,7		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	占用使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第112号

【基準】

第6条及び第8条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(占用使用の許可)

- 第6条 パークゴルフ場を競技会、講習会などの目的で占用して使用しようとする者は、あらかじめ十和田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは 取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (3) パークゴルフ場若しくは設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、その他パークゴルフ場の管理運営上支障があると認めるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限する場合は、その理由を付して使用者に通知しなければならない。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間

3日

十和田市 条例適用申請に対する処分個票

処分の概要	特別の施設等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例 第7条
例 規 番 号	平成17年条例第112号

【基準】

第7条の規定による。

(特別の施設等)

第7条 前条第1項の規定によりパークゴルフ場の使用の許可を受けた者は、施設の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊な物品を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

標準処理期間 3日

備考

処分の概要	使用料及び貸出料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例 第10条
例規番号	平成17年条例第112号

【基準】

第10条及び十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例施行規則第9条の規定による。 (使用料及び貸出料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、使用料及び貸出料の全部又は一部を 減額し、又は免除することができる。

(使用料及び用具貸出料の減免)

- 第9条 条例第10条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 十和田市又は十和田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催し、若しくは 共催する大会等に使用する場合 使用料及び用具貸出料の全額
 - (2) 十和田市パークゴルフ協会が主催する大会等のうち、特に教育長が承認したものに使用する場合 使用料及び用具貸出料の全額
 - (3) 市内の小学校又は中学校が、教育の振興を図る目的で実施する行事に使用する場合 使用料及び用具貸出料の全額
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、教育長が特に必要と認めたときは、使用料及び用具貸出料を減額し、又は免除することができる。
- 3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、パークゴルフ場使用料減免申請書(様式第8 号)を教育長に提出しなければならない。
- 4 教育長は、前項の申請により使用料の減額又は免除を決定したときは、パークゴルフ場使用料減免決定通知書(様式第9号)により申請者に通知しなければならない。

標準処理期間	3日				
備考					
	Δ To 4 Tr 0 Π 01 Π	見	F	п	
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	占用使用許可事項の変更等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例施行規則 第7条第1項
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第42号

【基準】

設定年月日

第7条の規定による。

(占用使用の許可事項の変更等)

- 第7条 前条の規定により占用使用の許可を受けた者(以下「占用使用者」という。)は、占用使用の許可事項を変更し、又は占用使用の許可の取消しを受けようとする場合は、パークゴルフ場占用使用許可事項変更申請書(様式第6号)又はパークゴルフ場占用使用許可取消申請書(様式第7号)を教育長に提出しなければならない。
- 2 占用使用者は、前項の申請書を提出する場合は、既に交付されているパークゴルフ場占用 使用許可書を添付しなければならない。

標準処理期間	3日	
備考		

最終変更年月日

年

月

日

令和 4 年 3 月 31 日

処分の概要	行為の承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市文化財保護条例 第14条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第113号

【基準】

第14条の規定による。

(承認事項)

- 第14条 市文化財の所有者等は、市文化財に対して次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 現状を変更しようとするとき。
 - (2) 保存の方法を変更しようとするとき。
 - (3) 市の行政区域外に移そうとするとき、及び市の行政区域外で公演しようとするとき。
- 2 前項第3号の市の行政区域外への移動は、権限の異動を伴う場合を含むものとする。

標準処理期間	30日				
備考					
	,				
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日